

## 10. 歩行補助つえ

歩行補助つえは、①歩行時の患側下肢にかかる荷重（体重）の免荷（完全免荷・部分免荷）、②歩行バランスの調整、③歩行パターンの矯正、④歩行速度と耐久性の改善、⑤心理的な支えなどを目的として、一般的には、杖の握り手を把持して体重を支えるように使用する福祉用具である。

杖の種類には、多点杖、エルゴークラッチ、ロフストランドクラッチ、腋窩支持クラッチ（松葉杖）があり、利用する人が必要とする「免荷の程度」や「手の機能」に合わせた杖を選択する必要がある。また、最近はアルミ合金を用いて軽量化が図られているが、常時、携帯して使用することを考慮すれば、①丈夫であること、②軽いこと、③デザインに優れていることなども選定の条件である。

### 使用が想定しにくい状態像

特になし

### 使用が想定しにくい要介護度

特になし

## 11. 認知症老人徘徊感知機器

認知症老人徘徊感知機器は、認知症高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出ようとするのを家族や介護者に知らせる福祉用具である。認知症老人徘徊感知機器には、小型の機器を携帯する携帯装置タイプと、特定の場所を人が通過することを感知するエリア感知タイプがある。

### 使用が想定しにくい状態像

移動：全介助

コミュニケーション等に関連する項目（視力、聴力を除く）：以下の全てに該当  
意思の伝達：調査対象者が意志を他者に伝達できる  
介護者の指示への反応：介護者の指示が通じる  
記憶・理解（全ての項目について）：できる

認知症の周辺症状：ない

【考え方】

認知症老人徘徊感知機器は、認知症高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのが家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、移動が全介助である場合や認知症の症状がない場合の使用は想定しにくい。

### 使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護5

認知症老人徘徊感知機器は、認知症高齢者が自宅や自室などから一人で外へ出るのが家族や介護者に知らせる福祉用具である。したがって、認知症の症状がほとんどないと思われる「要支援」、移動が全介助の場合が多い「要介護5」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

## 12. 移動用リフト

### 12.1 床走行式リフト

床走行式リフトは、水平方向の移動を自在輪で行うため、室内を自由に移動して使用する福祉用具である。しかし、畳や毛足の長い絨毯上では使い方に工夫が必要となる。

#### 使用が想定しにくい状態像

移乗：自立又は見守り等

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

床走行式リフトは、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

#### 使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

要介護2

床走行式リフトは、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」、「要介護2」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

## 12.2 固定式リフト

固定式リフトは、居室、浴室などに設置して使用するものと、浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものがある。

居室、浴室などに設置して使用するものには、家屋に直接固定する場合と、壁面への突っ張りなどで固定する場合がある。浴室に設置することで、脱衣室から浴槽まで吊り上げで移乗を補助する機種もあり、この場合には浴室の大きな改造をせずに入浴を可能にすることができる。

浴槽、ベッドなど各種の機器に設置して使用するものは、設置場所の周辺での使用に限定されるが、比較的簡易に設置できる。

### 使用が想定しにくい状態像

移乗：自立又は見守り等

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

### 使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

要介護2

固定式リフト(浴槽に固定設置し、上下方向にのみ移動するものを除く。)は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

## 12.3 据置式リフト

据置式リフトは、床又は地面に置いて、その機器の可動範囲内で、つり具又はいす等の台座を使用して人を持ち上げるもの又は持ち上げ、移動させる福祉用具である。

寝室のベッドの上などにやぐらを組みレールの範囲内で移動を可能にするリフト、床面が昇降することによって段差を解消する段差解消機、座面が昇降することによって立ち上がりを補助する椅子などがある。

### 使用が想定しにくい状態像

移乗：自立又は見守り等

立ち上がり：つかまらないでできる又は何かにつかまればできる

【考え方】

据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。）は、ベッドから車いすなどへの移乗が自力では困難な場合に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが可能な場合の使用は想定しにくい。

### 使用が想定しにくい要介護度

要支援

要介護1

要介護2

据置式リフト（立ち上がり補助椅子、段差解消機を除く。）は、ベッドから車いす、車いすから便座などへの移乗を介助する際に使用する福祉用具である。したがって、移乗や立ち上がりが介助なしでできる場合が多い「要支援」、「要介護1」又は「要介護2」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

## 13. 腰掛便座

腰掛便座は、主にトイレで使用する福祉用具である。「排泄はトイレでする」のが基本であるが、トイレまでの移動はできても、座ったり立ち上がったりすることが困難な場合に使用する福祉用具である。

腰掛便座には、①和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの、②洋式便器の上に置いて高さを補うもの、③電動式又はスプリング式で便座から立ち上がる際に補助できる機能を有しているもの、④便座、バケツ等からなり、移動可能である便器がある。便座、バケツ等からなり、移動可能である便器は、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。

### 使用が想定しにくい状態像

座位保持：できない

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」

歩行：つかまらないでできる

移動：自立

【考え方】

腰掛便座は、座ったり立ち上がったりすることが困難なためにトイレを利用することが困難な時に使用する福祉用具である。したがって、座位保持ができない場合の使用は想定しにくい。

また、便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用するものである。したがって、移動等が自立している場合の使用は想定しにくい。

### 使用が想定しにくい要介護度

「便座、バケツ等からなり、移動可能である便器」

要支援

便座、バケツ等からなり、移動可能である便器については、主にベッドサイドで使用する福祉用具である。したがって、移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

## 14. 特殊尿器

特殊尿器は、ベッドから離れることができない場合に使用する福祉用具である。センサーで尿を検知し真空方式で尿を吸引するものである。

### 使用が想定しにくい状態像

#### 排尿：自立

##### 【考え方】

特殊尿器は、尿を自動的に吸引するための福祉用具である。したがって、排尿が自立している場合の使用は想定しにくい。

### 使用が想定しにくい要介護度

#### 特になし

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

## 15. 入浴補助用具

入浴補助用具は、入浴時の座位保持、浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。

### ■ 使用が想定しにくい状態像

特になし

### ■ 使用が想定しにくい要介護度

特になし

### ■ 併用して使用することが想定しにくい福祉用具

#### 簡易浴槽

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。入浴補助用具は、一般浴槽の利用が前提となるため、簡易浴槽との併用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。



## 16. 簡易浴槽

簡易浴槽は、ポータブル浴槽とも呼ばれる福祉用具で、居室などで入浴を行うもので、取水又は排水のために工事を伴わないものである。

### 使用が想定しにくい状態像

歩行：つかまらないでできる

移動：自立

#### 【考え方】

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、屋内での移動が自立している場合には一般浴槽の利用が可能が多く、使用が想定しにくい。

### 使用が想定しにくい要介護度

要支援

簡易浴槽は、居室などで入浴を行うための福祉用具である。したがって、歩行や移動が自立している場合の多い「要支援」での使用は想定しにくい。

### 併用して使用することが想定しにくい福祉用具

入浴補助用具

入浴補助用具は、主に浴槽への出入り等の補助を目的とする福祉用具である。簡易浴槽は一般浴槽の利用が困難な人が使用する機会が多いため、入浴補助用具との併用は想定しにくい。

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。

## 17. 移動用リフトのつり具の部分

移動用リフトのつり具とは、リフトを使用するときには身体を包み込んでもち上げる部分である。身体機能、使用場面、介護者の状況などに応じて種類を選択する必要がある。

### 使用が想定しにくい状態像

床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

### 使用が想定しにくい要介護度

床走行式リフト、固定式リフト、据置式リフトと同様

※ 個別の利用者の生活状況や解決すべき課題等によっては、使用が考えられる場合もある。